





	議長	局長等	次長	リーダー	担当	合議
決 裁						

令和 5年 8月 25日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 田村和也

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動月日 令和 5年 8月 9日 (水)
10時00分から17時15分
- 2 活動場所 京都経済センター
(京都市下京区四条通室町)
- 3 活動目的 議員・職員のための適正な議員定数・議員報酬
の算定手法を考えるセミナー
- 4 活動内容
 - 1.適正な議員定数の算定手法を考える。
 - (1) 定数の現状と課題
 - (2) 定数削減のロジック
 - (3) 定数を考えるうえで重要な視点
 - (4) 定数に対する住民の捉え方
 - (5) 6つの算定手法
 - (6) ワークショップ
 - 2.適正な議員報酬の算定手法を考える。
 - (1) 議員報酬と給与の違い
 - (2) 報酬の対象となる活動
 - (3) 報酬の現状と課題
 - (4) 報酬における減額措置
 - (5) 費用弁償・政務活動費との関係
- 5 成果



- ~~(3) 議員報酬の現状と課題~~
- ~~(4) 議員報酬における減額措置~~
- ~~(5) 費用弁償・政務活動費との関係~~

~~4 成果（具体的に）~~ 現状の目的・成果

◎適正な議員定数の算定手法を考える

(1) 議員定数の現状と課題

- ・定数の法的根拠とは地方自治法 90・91 条 「都道府県・市町村の議会の議員の定数は条例で定める」

(養父市議会議員の定数は規定により 16 人とする。)

- ・市議会議員選挙の投票率は昭和 26 年と比較して 44.99% 下落、

※投票 50% 以下になると有権者から信用されていない。

(養父市の投票率は 2020 年 73.51%・2016 年 75.47%・2012 年 74.38%・2008 年 80.25%・平均 75.90%)

- ・議員のなり手不足について市議会議員選挙の無投票当選者数の割合は H31 年で 2.7% である。

(養父市定数 16 に対し 2020 年 17 人・2016 年 19 人・2012 年 17 人・2008 年 19 人)

- ・地方議会運営の実態は、

1. 人口分布 5 万人未満 280 団体 (34.4%) 平均議員定数は 17.1 人

(養父市議員定数 16 人)

2. 議員 1 人当たりの平均住民数 1,940 人

(養父市議員 1 人当たりの住民数 R5 年 3 月 1,360 人・住民基本台帳人口データ R10 年 19,763 人議員 1 にあたり住民数・16 定数では 1,236 人)

3. 定例会等平均開催数は定例会 4 回臨時会 3 回

(養父市定例会年 4 回・臨時会 2 回・R4 年度)

4. 年間平均会期日数は年 84.4 日・通年会期制は 5 団体・通年団体・年間平均議案数 121.1 議案

(養父市会期日数 78 日・議案数は 131 件)

5. 委員会平均設置数は常任委員会 2.9 委員会、議会運営委員会、特別委員会 3.6 委員会

(養父市常任委員会は 2・議会運営委員会 1・特別委員会 3 (決算別) 組合議会

(常任委員会 2 委員会で仕事ができているのか。専門性や調査等の役割を果すには 3 委員会が適正)

6. 議会事務局平均職員数 4.5 人

(養父市事務局職員数 6 人 (監査委員兼務))

2. なりて不足解消のための方策

- (1) 議員報酬を増加する
- (2) 会社員などが立候補しやすくするため、立候補に伴う休暇制度を法制化
- (3) 議員定数削減のロジック (正しい結論を出すための考え方、説明して多くの人が「なるほど」と思える説明の仕方)
(人口減少や高齢化が進行し、地方議会の役割はますます重要になっているが、無投票当選の増加や定数割れなど議員のなり手不足が喫緊の課題となっている)

3. 議員定数を考えるうえで重要な視点

4. 議員定数に対する住民の捉え方

5. 6 つの算定手法

- ・人口比例方式 (国勢調査における人口数) × (議員一人当たりの住民代表数) = 議員総数 養父市 R2 年度国調 22, 129 人
- ・常任委員会数方式 (意見が反映できる委員数) × (制度の趣旨を満たす委員会数) = 議員総数
- ・小学校区方式 (小学校区) × (最低一人の議員を選出 一票の格差に注意) = 議員総数
- ・議会費固定方式 (議会費) × (議員定数 × 議員報酬以外の経費) = 議員総数 × 議員報酬
- ・類似都市との比較方式 (人口規模・財政状況) これを採用する自治体多い類似都市の議員定数を集める → それぞれの議員定数を当該自治体の議員定数で割り、その値の平均値をとり当該自治体の議員定数にかける
- ・面積人口方式
 - (1) 議員定数は人口、人口二乗、面積で決まる
 - (2) 議員定数は人口が多くなれば多くなる
 - (3) しかし、大きくなる程度は小さくなる
 - (4) 議員定数は市域面積が大きくなるほど多くなる
- ・議員定数改正が与える影響と要因
 - ①政策立案機能への影響
 - ②監視機能への影響
 - ③地方財政への影響

◎適正な議員報酬の算定手法を考える

1. 議員報酬と給与の違い

議員報酬とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいう。なお、常勤の職員に対するものは給与で、非常勤の職員に対するものは報酬であり、議員報酬は報酬に近い考えのものである。

2. 議員報酬の対象となる活動

議会活動及び議員活動が議員報酬の役務の対象となる活動の範囲といえる。政治活動は議員報酬の対象には含まれない。

3. 議員期末手当








地方議会の議員に対する給与その他の給付は地方公共団体の常勤の職員と異なり、それをもって本人及びその家族の生活を維持するという建前の上に立つものではないから、その限りにおいては議員に対する期末手当の支給は必ずしも必要ではない。議員も含めて、地方公共団体の職員に対してはいかなる給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給できないことから、同じ議決機関の構成員たる国会議員に対し期末手当が支給されていることに鑑み地方議員に対しても条例で特に規定するならば、支給できることされている。それゆえ、議員に対する期末手当の支給することは可能だが、支給しなければならないものではない。(任意規定となっている。)

4. 費用弁償・政務活動費との関係

政務活動費(その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。)

感想

議会改革イコール定数削減ではない、市民が議員活動を認識していないから削減ありきになっているのではないか、議会活動等を市民に理解してもらう努力をすべき、定数を削減しても無投票を回避することはできない、議員のなりて不足を解消することが必要である等、たくさんのご教示をいただき大変参考になった。今後、特別委員会等での議論に生かしていきたい。

	議長	月長等	次長	リーダー	担当	合議	
決 裁							

令和6年 3月21日

養父市議会議員 様

養父市議会議員 田村和也

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動月日 2024年3月20日(水)
開始13時30分から終了16時30分
- 2 活動場所 神戸市長田区二葉町7-1-18 ふたば学舎
電話078-646-8128
- 3 活動目的 「能登半島地震緊急報告会」
- 4 活動内容 被災地の現状・課題を、支援者・研究者の報告

5 活動成果 【能登から】

【宍水町ボランティア連絡協議会会長「滝井元之氏」】

能登半島の石川県穴水町に住む滝井元之さんは「強い横揺れが1分間くらい続いた。平成19年の能登半島地震より大きかった。道路が寸断されて帰宅できない。道路は至る所に亀裂が走っていた。帰路が全て寸断されて帰宅できなくなった。高校に避難後も断続的に大きな揺れに襲われ、施設が壊れそうだったので数百メートルほど離れた文化センターに移動した。現在ボランティアは12名から20名単位が来ている。県外の社協の対応があるが、ボランティアニーズは100件近い要望があり対応できているのは17・18件ぐらいと圧倒的不足している。また、地元ボランティアは高齢化もあり4・5人位である。これまでの活動時間は1日3時間位であったが、現在、ベースキャンプ設立後は1日の活動が行われている。2か月以上停電、断水(本管は完成しているが水道の引込が破損している)で使用できない状況である。風呂も2か月に1回しか入浴できなかった。との報告であった。



【能登半島地震住宅復旧支援チーム「チョホンリ氏」】

穴水町の住宅復旧支援の活動についての報告があった。2月末穴水町、輪島市の被災地は被災から2か月経過しているが、被災当時のままの姿（壊滅）であった。この度の能登半島地震に対して初動対応のあり方、民間ボランティアとの連携、災害備蓄の内容、避難所運営の実態を見て、過去の教訓が生かされていないと感じた。今後、行政は復旧・復興への道筋行程を示し、市民力、住民力の協働を促す、官民一体の連携が無ければ、復興、回復は成し遂げることはできない。

【YNF代表理事、現地で支援活動「江藤太郎氏」】

YNFの活動の最大の特徴は、「被災者主義」の徹底。

災害支援の現場では、物事を決める場所に「被災者」が入ることはほとんどない。丁寧に一人ひとりのお話を伺いながら、必要な支援を考え、実行すべきである。一つとして同じ災害がないからこそ、同じ支援を繰り返すのではなく、刻一刻と変化する被災地の状況を捉えながら、必要な支援をデザインしていく必要がある。

災害復旧、「復興」の課題について

- ① 被災者の健康の維持について、避難所からの引越は2倍ぐらいのダメージがある。
- ② 被災者の移住地の流動性の高さ。
- ③ 断水、全体復旧の見通しが無い。
- ④ 施設、社会インフラの稼働率が悪い。
- ⑤ 就労が無く、休業や廃業につながる。
- ⑥ 2次調査申請の多さ（お金の問題）
- ⑦ 多重被害にあうことの不安。
- ⑧ 被災地の移動の問題（時間がかかる）

緊急性として「命をつなぐ」対応が急がれる。今後、個別訪問、支え愛センター、ケース会議、広域避難への対応、支援の受皿づくりなどの「つなぎ対応」が必要である。

【北陸学院大学教授「田中純一氏」】「能登半島地震、今できること」

- ① 関連死を注視していく必要がある。
- ② 仮設住宅における住民コミュニケーションへの対応策が必要。
- ③ 在宅避難者の現状の把握が出来ているのかが、課題である。
- ④ 避難所のガチャ（能登半島地震の避難所では、食事や設備に格差が生まれ始め、待遇の劣る環境で暮らす被災者にとってはストレスになっている。政府や石川県が推進する旅館やホテルへの「2次避難」を巡っても、どの施設に割り振られるか不確かな場合が多く、支援の濃淡に避難生活が左右される事態に。SNSでは、当たり外れがある状況を「避難所ガチャ」と嘆く書き込みも見られる。）

今回の災害復旧、復興が遅すぎる。水道・電気が、今だに整備されていない所が多く戻れない生活が続いている。2次避難者は、帰れない状況で片付けもできない。ボランティアも少ない。2次3次審査のため災害家屋を、片付けられない。

【神戸から】

【津久井進氏「弁護士」】 「緊急提言」

「被災者を誰一人取り残さない」ためには、

- (1) 地元の行政など「支援する側の疲弊」を取り除くこと。
- (2) 自治体と自治体によるカウンターパート方式の支援だけでなく官民連携による対口支援の活性化、
- (3) 今後の被災者の不安を解消するため被災者の生活再建、被災地の復興・再生に向けた明瞭な見通し（ロードマップ）の提示。
- (4) 罹災証明の有無に左右されない被災者への支援。
- (5) 被災者一人ひとりの状況やニーズを把握し、必要な支援をもれなく提供し、寄り添って支援していく災害ケースマネジメントの実施——などが必要だと提案があった。

【日本災害復興学会復興支援委員会・能登支援の活動「宇野彰浩」】

能登被災者支援するために「車座井戸端会議」という活動の報告であった。

この活動は、被災者の法的な悩みや問題について、弁護士による相談の提供を行っている。また、被災者の方々が法的な問題に直面している際に、弁護士との相談を通じてサポートを提供している。このような支援活動は、被災地の方々にとって非常に重要であり、法的なアドバイスやサポートが必要な方々に寄り添っている。

- ① 情報提供・認定の仕方・保険対応
- ② 罹災の決定・支給時期・申請方法の相談
- ③ 被災地の行政職員の悩み等の対応
- ④ 外部支援の仕組み などの報告があった。

【井口克郎氏「神戸大学准教授」】

「住み続ける権利」に基づいた復旧・復興施策展開への課題についての報告であった。

阪神大震災での借り上げ災害公営住宅（災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の 公営住宅）を巡っては、20年の入居期限が過ぎた後の被災各自治体で、期限後の対応が分かれている。兵庫県や被災各市が都市再生機構などから20年の契約で、被災者に住宅を貸し出した。期限後の対応として神戸市は85歳以上、要介護3以上、重度障害者の入居要件から外れた入居者に転居を求め、西宮市は全世帯を転居対象とした。両市は明け渡しに応じない入居者を提訴した。宝塚市や伊丹市は継続入居を認めている。住み続ける権利の対応の違いに現行法の改正が必要である。

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）



連絡先：危機対策課
(076-225-1482)

【第111報 令和6年3月19日14時00分現在】

1 被害の状況（人的・建物被害）

市町名	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)		
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
金沢市				29	203	4424			4656		1438
七尾市	5			342	2600	9320			12262	82	52
小松市				1	62	2114			2177		
輪島市	102	3 確認中	213	3801	3857	7119			14777		6838
珠洲市	103	6	47	2785	2277	3564			8626		3853
加賀市				13	39	1636			1688		
羽咋市	1			64	476	2454			2994	61	9
かほく市				8	237	1530			1775		209
白山市						336			336		
能美市				1	9	1100			1110	9	
野々市市						42			42		
川北町						22			22		
津幡町				8	65	1801			1874		
内灘町			2	113	503	913			1529	29	431
志賀町	2		7	446	1813	3020	6	5	5290		3556
宝達志水町				10	54	1126			1190		66
中能登町			1	49	774	2671			3494	1	1031
穴水町	20		32	496	1430	2104			4030		1936
能登町	8	6	10	314	882	5042			6238	4	2326
計	241	15	312	8480	15281	50338	6	5	74110	186	21745

※ 災害関連死：震災による死者数以外で、震災後に災害による負傷の悪化または身体的負担による疾病のため死亡したと思われる死者数(市町が判断したものを計上)
 ※ 安否不明者：(3月19日14時時点) 5人(輪島市5)